

第 1 5 号議案

令和 3 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 3 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算を提出する。

令和 4 年 3 月 2 日

新宮町長 長 崎 武 利

## 令和3年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算

令和3年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,833千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月2日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	10,676	△1,648	9,028
	1 一般会計繰入金	10,676	△1,648	9,028
4	繰越金	1	1,947	1,948
	1 繰越金	1	1,947	1,948
	歳 入 合 計	37,534	299	37,833

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	27,653	99	27,752
	1 施設管理費	27,247	99	27,346
2	医業費	9,381	200	9,581
	1 医業費	9,381	200	9,581
	歳 出 合 計	37,534	299	37,833







2 歳 入

3 款 繰入金

△1,648千円

1 項 一般会計繰入金

△1,648千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 10,676	千円 △1,648	千円 9,028
計	10,676	△1,648	9,028

4 款 繰越金

1,947千円

1 項 繰越金

1,947千円

1 繰越金	1	1,947	1,948
計	1	1,947	1,948

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	千円 △1,648	一般会計繰入金 千円 △1,648

1 繰越金	1,947	前年度繰越金 1,947

3 歳 出

1 款 総務費 99千円

1 項 施設管理費 99千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 27,247	千円 99	千円 27,346	千円	千円	千円	千円 99
計	27,247	99	27,346	0	0	0	99

2 款 医業費 200千円

1 項 医業費 200千円

2 医療用衛生材料費	7,403	200	7,603				200
計	9,381	200	9,581	0	0	0	200

節		説 明
区 分	金 額	
11 役務費	千円 99	診療所清掃料 千円 99

10 需用費	200	医薬材料費 200